



2024年8月30日

各 位

会 社 名	株式会社アルプス物流
代表者名	代表取締役 社長執行役員 寺寄 秀昭 (コード番号 9055 東証プライム市場)
問合せ先	執行役員 管理本部長 亀田 智文 (TEL 045-532-1982)
会 社 名	LDEC 株式会社
代表者名	代表取締役 西川 和宏

(訂正) LDEC株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「LDEC 株式会社による株式会社アルプス物流（証券コード：9055）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

LDEC 株式会社は、株式会社アルプス物流の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関する2024年8月22日付公開買付届出書について、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年8月30日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2024年8月21日付「LDEC 株式会社による株式会社アルプス物流（証券コード：9055）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び2024年8月22日付「公開買付開始公告」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、LDEC 株式会社（公開買付者）が、株式会社アルプス物流（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年8月30日付「株式会社アルプス物流（証券コード：9055）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 LDEC 株式会社
代表者名 代表取締役 西川 和宏

「株式会社アルプス物流（証券コード：9055）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

LDEC 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社アルプス物流（証券コード：9055、株式会社東京証券取引所プライム市場。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を対象とする金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2024 年 8 月 22 日より開始しております。

今般、2024 年 8 月 23 日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）を承認することを決定する旨の通知が発出され、公開買付者が、同月 26 日（現地時間）付で当該通知を受領したことに伴い、同月 22 日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項、並びに添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、当該通知を添付書類に追加するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を本日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、下記のとおり、2024 年 8 月 21 日付「株式会社アルプス物流（証券コード：9055）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。）の内容を変更するとともに、2024 年 8 月 22 日付の公開買付開始公告の内容を訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本変更及び本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等を変更するものではありません。
また、変更又は訂正箇所には下線を付しております。

記

I. 公開買付開始プレスリリースの変更

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法 (変更前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（4,268 百万円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（4,268 百万円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実~~に~~準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は121円に相当します(具体的には、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31日時点の対象者の単体の貸借対照表上の純資産額42,681百万円(百万円未満を切り捨てて計算しております。))の10%に相当する額である4,268百万円(百万円未満を切り捨てて計算しております。)を、対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(35,501,000株)から対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(28,036株)を控除した株式数(35,472,964株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しております。)

(変更後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(4,268百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(4,268百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付け者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は121円に相当します(具体的には、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31日時点の対象者の単体の貸借対照表上の純資産額42,681百万円(百万円未満を切り捨てて計算しております。))の10%に相当する額である4,268百万円(百万円未満を切り捨てて計算しております。)を、対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(35,501,000株)から対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(28,036株)を控除した株式数(35,472,964株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しております。)

II. 2024年8月22日付の公開買付け開始公告の訂正

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(4,268百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(4,268百万円(注))未満で

あると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号又ニ定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は121円に相当します（具体的には、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31日時点の対象者の単体の貸借対照表上の純資産額42,681百万円（百万円未満を切り捨てて計算しております。）の10%に相当する額である4,268百万円（百万円未満を切り捨てて計算しております。）を、対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（35,501,000株）から対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（28,036株）を控除した株式数（35,472,964株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しております。）。)

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（4,268百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得すると引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（4,268百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号又ニ定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は121円に相当します（具体的には、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31日時点の対象者の単体の貸借対照表上の純資産額42,681百万円（百万円未満を切り捨てて計算しております。）の10%に相当する額である4,268百万円（百万円未満を切り捨てて計算しております。）を、対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（35,501,000株）から対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（28,036株）を控除した株式数（35,472,964株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しております。）。)

以上